

業 務 仕 様 書

1 業務名 令和5年度 都心エネルギープラン推進支援業務

2 背景および目的

札幌市では、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」を上位計画として、都心におけるまちづくり計画である「第2次都心まちづくり計画」を平成28年5月に策定し、取組を進めるとともに、都心のエネルギー個別計画として「都心エネルギーマスタープラン」(平成30年3月策定)、「都心エネルギーアクションプラン」(令和元年12月策定)からなる「都心エネルギープラン」により、都心の特徴を捉えたエネルギーの取組を進めている。

また令和2年度より、都心エネルギープランの取組を着実に進めるため、「札幌都心エネルギープラン推進委員会」(以下、「推進委員会」という)を設置し、取組進捗状況の共有と、新たな取組の展開に向けた意見交換を定期的に行っている。

今年度は、前述する「都心エネルギーアクションプラン」(以下、「プラン」という。)計画期間の前半期間が終了する年であることを踏まえ、推進委員会において前半期間の総括、および後半期間に向けた取組の展開見通しについて意見交換を行うとともに、プランに位置づけるプロジェクトのうち「都市開発の誘導・調整」に関する表彰制度の具体化について、推進委員会の内部組織である都市開発推進制度部会(以下、「部会」という)での意見交換を行う予定である。

本業務は、前述する推進委員会および部会の運営支援を行うとともに、推進委員会での意見交換内容をもとに「都心エネルギーアクションプラン後半期間編」の素案の作成支援を行うものである。

3 履行期間 契約締結日から令和6年3月25日(月)まで

4 業務内容

(1) 推進委員会および部会の運営支援

本業務の対象となる推進委員会および部会は年度内各2回程度を予定し、会場設営等の運営支援および資料・議事録の作成を行う。

推進委員会は原則公開で行い、委員13名、事務局4名で開催することを想定する。

部会は原則非公開で行い、委員6名、事務局4名で開催することを想定する。なお、出席委員の旅費・謝金、および会場使用料は委託料に含まず、会場確保等は事務局である札幌市が行う。

(2) 「都心エネルギーアクションプラン後半期間編」素案の作成支援

令和4年度の検討成果および今年度の推進委員会での意見交換内容をもとに、プラン前半期間の総括およびプラン後半期間の取組の展開見通しをまとめた「都心エネルギーアクションプラン後半期間編」の素案の作成支援を行う。

作成支援に際しては、委託者と協議のうえ、推進委員会の資料をベースに素案および素案の内容を簡潔にまとめた概要版の原稿データを作成し、提出すること。

素案および概要版ともに適宜図表等を用い、市民、特に開発事業者にとり分かりやすく親しみやすい構成・表現とし、冊子としての印刷を想定した原稿構成とすること。

素案はA4縦30枚程度、概要版はA3横4枚程度を想定。

(3) 業務報告書の作成

上記の業務成果をまとめた報告書を作成し、札幌市に提出すること。

5 成果品

- (1) 推進委員会および部会議事録 : 電子データで提出
- (2) 素案 原稿データ : 電子データで提出
- (3) 素案（概要版）原稿データ : 電子データで提出
- (4) 業務報告書 A4縦 枚数制限なし : 1部

※電子データ：PDF、およびWord、Excel、PowerPoint等作業可能な形式

6 参考資料

「令和4年度都心エネルギープラン推進業務」成果品

貸与する（貸与場所：札幌市役所本庁舎 5階南側 都心まちづくり推進室事務室）

7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量およびリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識および技能を備えていること。

8 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化につとめること。
- (3) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書および委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努力すること。
- (4) 本業務に関して生じる問題点および疑義等は、委託者および受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (5) 承諾および協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (6) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、著作権、印刷物および提出された原稿・データに関する権利は全て札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (7) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により

適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。

- (8) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）に基づき、適切に取扱うこと。
- (9) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。